

## ECサイト新規構築等事業費補助金交付要綱

### (総則)

第1条 県は、実店舗での売上が減少した県内中小企業者等の非対面型ビジネスモデルへの対応を支援するため、県内中小企業者等が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者（小規模事業者（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する者をいう。）を除く。）のうち、県内に本社等を有する法人（発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上の数又は金額が一の大企業に所有されている者、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上の数又は金額が大企業に所有されている者及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員の総数の2分の1以上を占めている者を除く。）及び個人をいう。
- (2) 県産品 次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 県内で企画し、製造し、又は加工されている商品
  - イ 主な原材料が岐阜県産であり、県内の製造事業者等が販売する商品
- (3) ECサイト 電子商取引サービスを提供するウェブサイトであって、商品の購入から決済までの商取引を行うことができる機能を有するものをいう。

### (補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国、県及び県の外郭団体の補助金の交付の対象となる事業並びに県の外郭団体が主体となって実施する事業については、補助金の交付の対象としない。

### (欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人

- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人
- (5) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人
- (9) 県税を完納していない者

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。
- 4 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第6条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 規則第6条第1号から第4号までに掲げる事項
  - (2) 補助対象事業の完了により補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきこと。
- 2 規則第6条第1号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費相互のいずれか低い額の20パーセント以内の配分の変更とする。
  - 3 規則第6条第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金の交付の目的又は補助対象事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更及び補助対象事業の細部の変更とする。
  - 4 補助事業者が規則第6条第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書及び同条第4号の規定により報告しようとする場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
    - (1) 規則第6条第1号又は第2号の承認 事業経費配分（内容）変更承認申請書（別記第2号様式）

(2) 規則第6条第3号の承認 事業中止(廃止)承認申請書(別記第3号様式)

(3) 規則第6条第4号の規定による報告 事業遅延等報告書(別記第4号様式)

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、補助金の交付の決定の日から20日を経過する日とする。

(実績報告)

第8条 実績報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第5号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額しなければならない。

4 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日(廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。)から起算して30日を経過した日又は交付の決定の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。

5 前項の規定にかかわらず、知事は、実績報告書の提出期限について、必要に応じて別に定めることができる。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第6号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項ただし書の規定の適用を受けて補助金の概算払を受けようとするときは、別記第7号様式による概算払請求書を提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者は、補助対象事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合には、別記第8号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずる。

(暴力団の排除)

第11条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第4条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条第1項の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第12条 規則第22条の知事の定める期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(書類の提出部数等)

第13条 この要綱により提出すべき書類の部数は、1通とする。

(立入検査等)

第14条 知事は、この要綱に基づく補助金に係る予算の執行の適正を期すために必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は当該事務担当職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

| 補助対象事業  | 補助対象経費  | 補助金の額  |
|---|---|--|
| <p><b>【ECサイト新規構築事業】</b><br/>           県内で運営する県産品を販売する実店舗での売上げが減少したことにより非<br/>           対面型ビジネスモデルへの対応を行うためECサイトを新規に構築する事業<br/>           で、次の要件の全てを満たすもの</p> <p>(1) 補助金の交付の申請をする日の属する年度の前年度の3月31日時点に<br/>           において、ECサイトを有しておらず、新規にECサイトを構築する事業で<br/>           あること。</p> <p>(2) 補助金の交付の申請をする日の属する年度の4月1日以降に着手した事<br/>           業であること。</p> <p>(3) ECサイトの構築後、ECサイトにおいて販売する商品（中古品を除く。）<br/>           の50パーセント以上を県産品が占めること。</p> | <p>ECサイトを新規に構築するに当たり必要とな<br/>           る次の経費</p> <p>(1) ECサイト構築費</p> <p>①販売ページ作成経費<br/>           ページデザイン費、ページ作成費等</p> <p>②翻訳費<br/>           ページ内紹介文等翻訳費</p> <p>③コンテンツ制作費<br/>           商品の画像、動画作成費等</p> <p>(2) その他知事が適当と認める費用</p> | <p>補助対象経費の3/<br/>           4以内の額で知事の<br/>           定める額（1事業者当<br/>           たり750千円を限度と<br/>           する。）</p> |
| <p><b>【ECサイト改修事業】</b><br/>           県内で運営する県産品を販売する実店舗での売上げが減少したことにより非<br/>           対面型ビジネスモデルへの対応を強化するためECサイトを改修する事業<br/>           で、次の要件のいずれも満たすもの</p> <p>(1) 既に有しているECサイトを強化するため、ECサイトを改修する事業で<br/>           あること。</p> <p>(2) 補助金の交付の申請をする日の属する年度の前年度の4月1日以降に着<br/>           手した事業であること。</p> <p>(3) ECサイトの改修後、ECサイトにおいて販売する商品（中古品を除く。）<br/>           の50パーセント以上を県産品が占めること。</p>  | <p>ECサイトを改修するに当たり必要となる次の<br/>           経費</p> <p>(1) ECサイト改修費</p> <p>①販売ページ改修経費<br/>           ページデザイン費、ページ改修費等</p> <p>②翻訳費<br/>           ページ内紹介文等翻訳費</p> <p>③コンテンツ制作費<br/>           商品の画像、動画作成費等</p> <p>(2) その他知事が適当と認める費用</p>    | <p>補助対象経費の2/<br/>           3以内の額で知事の<br/>           定める額（1事業者当<br/>           たり300千円を限度と<br/>           する。）</p> |